

「相続と事業承継」の豆知識とつぶやき

台風10号の被害にあわれた方々にはお見舞い申し上げます。9月が入っても暑い日が続いておりますので、夏バテや秋バテには気を付けて頑張ってくださいと思います。さて、この秋の忙しい時期に、何故に「相続と事業承継」なのか？ それはこの出来秋だからこそ、親や家族のありがたみ、従業員への感謝の気持ちを感じるときだからです！

『相続と事業承継の豆知識とつぶやき』 お見逃しなく！



1 豆知識としてまず知ろう。「相続登記の申請が義務化」！

◎皆さんは、相続登記の申請が令和6年4月1日から義務化されたことは、ご存じでしょうか？ 所有者不明の土地が全国で増加し社会問題となったことで、問題解決策として令和3年4月に法律が改正されたことによるものです。

1) **義務化の対象者は？** ⇒ 『相続や遺言により不動産を取得した相続人』
 ※施行日より前に不動産を相続したが、まだ名義変更を行っていない人も含む。



2) **申請義務の履行期間は？** ⇒ 『所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記』

3) **登記の申請を怠った場合は？** ⇒ 『10万円以下の過料(行政上のペナルティ)』

※「正当な理由」がなく義務に違反した場合となります。
 正当な理由というのは、「相続人が極めて多数で、戸籍謄本などの資料収集や相続人の把握に多くの時間を要する場合」などです。



農業者の皆さんは、農地など土地や不動産を多く所有しているかと思います。

登記上の所有者名義が先代以前のままであったり手続きを後回しにしていますか？

地震や大雨などによる自然災害が発生し、その復興を迅速に行いたくても、その被災した場所に「相続登記が不明の土地」があると、工事などが進まない、そもそも進められないような問題が発生してしまっているようです。相続登記の義務化は、ご自分やご家族だけのためではないのかもしれないですね。



裏面もご覧下さい

2 TAC職員をつばやき。「事業承継」は「相続」と関係が深いことです。

◎ 農業就業人口はこのままでは減る一方。「事業承継」はできているのか？

☆ 農林業センサスによる秋田県の農業就業人口は、2000年の70,977経営体から、2020年には28,935経営体にまで減少しています。20年間でなんと42,042経営体が減少しています。全国的には2020年の160万人から2025年には110万人を切る見通しのようで、人口減少と高齢化の進展、稲作偏重と米価下落により、経営の縮小や廃業が主な原因のようです。後継者不足も大きな問題です。

皆さんはいかがお考えですか？ ご自分の経営は今後どうなるのか？

今こそ「事業承継」をじっくり考えるときなのかもしれません。



何とかさねね…
猫の手でも
借りようか…

◎ 「承継」と「継承」の違いはなに？「相続」との違いは何か？

「継承」＝ 先の方の身分・権利・義務・財産などを受け継ぐこと。「受け継いで、承る」

「承継」＝ 先の方の地位・事業・精神などを受け継ぐこと。「承って受け継ぐ」

「相続」＝ 先の方が亡くなったときに、その方の財産を一定の身分関係にある相続人が引き継ぐこと。



頼むな・まかせどけ

☆ 今やられている農業経営を、後継者に受け継ぐことは「承継」になります。

「相続」と「承継」はそもそも違う意味合いのことですが、親族へ事業承継するのであれば相続も必ず関係してきます。「難しくて分からない」と言って逃げてはいただけません。

◎ 5年後、10年後、20年後… 未来は想像できますか？

☆ 当JA管内のとある30代の農家さんの言葉です。

「私達は20年後のことを考えなければならないのです。」

経営代表者の皆さん。この地の農業を支えてきて頂いた先人の皆さん。
この言葉に何を感じ、どう思われたでしょうか？

今まさに事業承継で悩んでいる方は、親子、従業員との「話し合いのきっかけづくり」にこの「20年後のこと」を使ってみてはいかがでしょうか？ 今が大変なのにそんな先の「20年後なんて考えられない」と悲観せずに、『**経営者が後継者に望むこと**』、逆に『**後継者が考えていること。未来像など**』。すれ違っていても当たり前ではないでしょうか？ お互いの気持ちを伝えるきっかけにして下さい。そして、相続の話もしてしましましょう。



事業承継についてのご相談は『**担い手支援課**』までお願いします。
『**事業承継ブック**』も準備してあります。相続についてのご相談も承れますが、専門的な手続きは司法書士等にご依頼下さい。

